

**「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」
の一部改正について（概要）**

1 改正の趣旨

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成 17 年 2 月横浜市規則第 20 号。以下「デジタル手続条例施行規則」という。）では、処分通知等をオンライン化する場合、原則電子署名を必須としています。デジタル庁が公表している「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」において、処分通知等における電子署名は真に必要な場合に限って利用すべきという考え方が示されていることを踏まえ、電子署名に係る規定を変更します。

2 改正案の概要

デジタル手続条例施行規則第 7 条第 2 項を削除し、第 3 項を第 2 項とした上で、次のように改正します。

現行	改正案
(電子情報処理組織による処分通知等) 第 7 条 (省略) <u>2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。</u> 3 条例第 5 条第 4 項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、 <u>前項に規定する措置とする。</u>	(電子情報処理組織による処分通知等) 第 7 条 (省略) <u>(削除)</u> 2 条例第 5 条第 4 項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、 <u>当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録する措置とする。</u>

3 施行予定日

令和 8 年 4 月 1 日から施行

以上